

一 般 会 計

令和 3 年度三重県一般会計予算

令和 3 年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 788, 197, 215 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 500 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第 13 款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県	税	237,362,000 千円
	1 県民税	72,998,000
	2 事業税	51,950,000
	3 地方消費税	54,424,000
	4 不動産取得税	4,017,000
	5 県たばこ税	1,899,000
	6 ゴルフ場利用税	1,569,000
	7 自動車税	29,139,000
	8 鉱区税	3,000
	10 軽油引取税	20,915,000
	11 狩猟税	19,000
	12 産業廃棄物税	429,000

2 地方消費税清算金		75,454,000
	1 地方消費税清算金	75,454,000
3 地方譲与税		23,629,000
	2 石油ガス譲与税	74,000
	3 地方揮発油譲与税	2,412,000
	4 森林環境譲与税	143,000
	5 自動車重量譲与税	178,000
	6 特別法人事業譲与税	20,822,000
4 地方特例交付金		1,250,000
	1 地方特例交付金	1,250,000
5 地方交付税		147,300,000
	1 地方交付税	147,300,000
6 交通安全対策特別交付金		409,000
	1 交通安全対策特別交付金	409,000
7 分担金及び負担金		2,264,486

	1 分 担 金	86,524
	2 負 担 金	2,177,962
8 使 用 料 及 び 手 数 料		8,842,409
	1 使 用 料	5,785,422
	2 手 数 料	3,056,987
9 国 庫 支 出 金		120,104,972
	1 国 庫 負 担 金	50,386,118
	2 国 庫 補 助 金	67,654,780
	3 委 託 金	2,064,074
10 財 産 収 入		1,503,622
	1 財 産 運 用 収 入	505,836
	2 財 産 売 払 収 入	997,786
11 寄 附 金		35,410
	1 寄 附 金	35,410
12 繰 入 金		22,266,451

	1 特別会計繰入金	137,619
	2 基金繰入金	22,128,832
14 諸収入		20,114,865
	1 延滞金、加算金及び過料等	308,918
	2 県預金利子	1,848
	3 公営企業貸付金元利収入	2,590,043
	4 貸付金元利収入	3,876,033
	5 受託事業収入	1,961,627
	6 収益事業収入	4,245,022
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑収入	7,131,274
15 県債		127,661,000
	1 県債	127,661,000
歳入合計		788,197,215

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		1,412,124 千円
	1 議 会 費	1,412,124
2 総 務 費		50,881,508
	1 総 務 管 理 費	11,573,720
	2 企 画 費	1,159,426
	3 統 計 調 査 費	429,210
	4 徴 税 費	11,627,797
	5 生 活 文 化 費	4,524,769
	6 地 域 振 興 費	7,457,686
	7 選 挙 費	1,107,551
	8 防 災 費	2,733,065
	9 人 事 委 員 会 費	115,536
	10 監 査 委 員 費	229,513

	12 スポーツ推進費	9,923,235
3 民生費		113,327,785
	1 社会福祉費	86,302,159
	2 児童福祉費	24,311,128
	3 生活保護費	2,695,639
	4 災害救助費	18,859
4 衛生費		71,554,283
	1 公衆衛生費	53,008,221
	2 環境衛生費	162,155
	3 保健所費	64,764
	4 医薬費	5,096,060
	5 病院費	5,071,306
	6 環境保全費	8,151,777
5 労働費		1,593,641
	1 労政費	682,688

	2 職 業 訓 練 費	811,662
	3 労 働 委 員 会 費	99,291
6 農 林 水 産 業 費		33,519,236
	1 農 業 費	10,660,237
	2 畜 産 業 費	1,565,277
	3 農 地 費	9,204,566
	4 林 業 費	8,289,503
	5 水 産 業 費	3,799,653
7 商 工 費		17,344,653
	1 商 工 業 費	17,344,653
8 土 木 費		76,873,685
	1 土 木 管 理 費	22,772,873
	2 道 路 橋 り よ う 費	28,543,144
	3 河 川 海 岸 費	14,528,349
	4 港 湾 費	3,383,702

	5 都 市 計 画 費	6,603,285
	6 住 宅 費	1,042,332
9 警 察 費		38,454,156
	1 警 察 管 理 費	34,745,117
	2 警 察 活 動 費	3,709,039
10 教 育 費		164,209,649
	1 教 育 総 務 費	23,561,843
	2 小 学 校 費	53,915,166
	3 中 学 校 費	30,011,886
	4 高 等 学 校 費	33,040,144
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,997,813
	6 社 会 教 育 費	598,508
	7 保 健 体 育 費	518,115
	8 私 学 振 興 費	8,192,524
	9 私 立 幼 稚 園 費	1,373,650

11 災 害 復 旧 費		8,303,867
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,369,701
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5,934,166
12 公 債 費		111,286,793
	1 公 債 費	111,286,793
13 諸 支 出 金		99,385,835
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	53,188,224
	2 利 子 割 交 付 金	281,359
	3 配 当 割 交 付 金	1,325,979
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	757,227
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	3,603,117
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	38,205,129
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,104,530
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	920,070

	10 利 子 割 精 算 金	100
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		788,197,215

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
SNS情報収集サービス利用料にかかる契約	令和4年度～令和5年度		1,980 千円
メール配信システム再構築及び運用・保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和8年度		60,000
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	令和3年度～債務完了の年度		40,000
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	令和4年度		10,119
広報紙印刷業務委託に係る契約	令和4年度		30,008
職員研修実施運營業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度		23,079
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	令和4年度		6,155
地方公会計システム再構築及び運用保守業務委託	令和4年度～令和8年度		5,500
総合税システム検証用機器保守業務延長に係る契約	令和4年度		476
伊賀庁舎非常用発電設備改修工事に係る契約	令和3年度～令和4年度		119,927
本庁舎議事堂リモートユニット改修工事に係る契約	令和4年度		137,766
行政事務用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度		133,950
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和4年度～令和7年度		3,832

施設設備保全業務委託等に係る契約	令和3年度～令和6年度	1,376,364
三重県指定難病等医療費助成システムの導入および運用保守業務委託	令和4年度～令和8年度	7,800
三重県立図書館総合システム開発・運用保守業務に関する委託契約	令和3年度～令和8年度	87,395
総合博物館「令和4年度春の企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	2,037
総合博物館「令和4年度春の企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	2,606
三重県立美術館防排煙設備等改修工事	令和3年度～令和4年度	68,013
宇田萩邸展（仮称）開催に係る契約	令和3年度～令和4年度	10,376
水中陽イオン陰イオン測定装置（UV検出器付）及びポータブル分析計の賃貸借に係る契約	令和4年度～令和10年度	50,595
みえ県民交流センターの指定管理に係る協定	令和3年度～令和8年度	132,415
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（舗装工事）	令和4年度	56,000
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（法面工事）	令和4年度	100,000
桑名市五反田地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約（施設撤去及び事業地復旧工事）	令和4年度	319,000
木曾岬干拓地環境影響評価業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	106,525
農業経営近代化資金利子補給契約	令和4年度～令和23年度	融資総額2,000,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	令和3年度～令和10年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。

天災融資法に係る損失補償契約	令和3年度～令和10年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	令和4年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	令和3年度～令和13年度	73,000 外に約定に基づく延滞金及び違約金相当額
土地改良事業（徳田地区ほか9地区）に係る契約	令和4年度	700,000
農地防災事業（木曾岬2期地区ほか7地区）に係る契約	令和4年度	458,000
みえ森林・林業アカデミー拠点整備事業 新校舎の建築工事に係る契約	令和4年度	291,000
治山事業（東又谷地区ほか6地区）に係る契約	令和4年度	562,000
漁業近代化資金利子補給契約	令和4年度～令和26年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和4年度～令和21年度	融資総額600,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	令和4年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
真珠養殖業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	令和4年度～令和14年度	融資総額300,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子助成する。
漁業近代化資金等保証料助成契約	令和4年度～令和21年度	融資総額900,000千円を限度として年率1.0%以内で保証料を助成する。
水産基盤整備関係事業（錦地区ほか2地区）に係る契約	令和4年度	640,000
鈴鹿山麓研究学園都市センター解体工事に係る契約	令和4年度	267,955
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	令和4年度	3,960

離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	97,702
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和4年度～令和19年度	融資総額11,600,000千円を限度として年利率0.5%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和4年度～令和20年度	融資総額300,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和4年度～令和20年度	融資総額500,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%以内
県・市町連携型融資制度補助金	令和4年度～令和14年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内
成長産業立地補助金	令和4年度～令和6年度	160,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和5年度	40,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和9年度	410,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和8年度	282,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和7年度	196,000
成長産業立地補助金	令和4年度～令和9年度	410,000
外資系企業アジア拠点立地補助金	令和4年度～令和5年度	80,650
三重県営サンアリーナ冷温水発生機更新に係る契約	令和4年度	243,878
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	令和3年度～債務完了の年度	用地取得費5,400,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	令和3年度～債務完了の年度	1,000,000

公共土木施設維持管理事業（トンネル防災設備等保守点検） 業務委託に係る契約	令和4年度	35,300
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕等）に係 る契約	令和4年度	404,700
高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	令和4年度	51,500
道路事業（国道365号ほか128路線）に係る契約	令和4年度～令和6年度	14,218,150
河川事業（鍋田川ほか41河川）に係る契約	令和4年度～令和6年度	4,958,000
ダム事業（堰堤維持等）に係る契約	令和4年度	90,000
治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	令和4年度	670,000
砂防事業（小滝川ほか89河川・地区）に係る契約	令和4年度	3,186,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか27港湾・海岸）に係る契約	令和4年度	2,460,000
街路事業（外宮度会橋線ほか6路線）に係る契約	令和4年度	341,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園ほか4公園）に係る契約	令和4年度	214,000
新「県営住宅管理システム」再構築・賃貸借及び運用保守業 務委託に係る契約	令和4年度～令和9年度	48,683
災害復旧事業（令和3年被災箇所）に係る契約	令和4年度	500,000
三重県自治体情報セキュリティクラウド再構築・保守運用に係る 契約	令和4年度～令和8年度	386,320
三重県行政WANユーザ認証システム再構築・保守委託業務に係る 契約	令和4年度～令和9年度	176,438

個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策業務委託の延長に係る契約	令和4年度	1,925
三重県行政WANユーザ認証システム設計・機器調達・構築・保守業務委託の延長に係る契約	令和4年度	3,861
旧株式会社三重ソフトウェアセンター社屋解体業務に係る負担金	令和4年度	20,074
国費旅費管理システム機器賃借に係る契約	令和4年度～令和9年度	4,718
宿直用寝具賃借に係る契約	令和4年度～令和6年度	10,088
留置施設用寝具賃借に係る契約	令和4年度～令和6年度	5,655
運転免許センター中型汎用電算機器賃借に係る契約	令和4年度～令和6年度	267,911
警務警察運営用機器賃借に係る契約	令和4年度	66
自動体外式除細動器（AED）賃借に係る契約	令和4年度～令和8年度	4,280
採用試験問題作成等委託に係る契約	令和3年度～令和4年度	754
警察官採用募集広告に係る契約	令和4年度	748
警察電話機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度	12,648
写真集中処理用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和9年度	3,425
鑑識警察賃貸借に係る契約	令和4年度～令和8年度	12,087
科学捜査機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度	10,337

交通情報総合管理システム等機器保守委託に係る契約	令和4年度	792
交通規制システム保守委託に係る契約	令和4年度～令和8年度	5,016
運転免許試験実施用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和10年度	3,153
運転免許証交付等事務用機器保守業務委託に係る契約	令和4年度	763
運転免許証交付等事務用機器賃借に係る契約	令和4年度	35
大台警察署建築工事設計業務委託	令和4年度	88,293
交番建築工事費（朝日町地区）	令和4年度	46,267
尾鷲警察署改修工事設計業務委託	令和4年度	31,965
統一校務支援システムサーバ更新及び運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和9年度	50,396
高等学校等就学支援金に係る支給	令和4年度	527,904
学び直し支援金に係る支給	令和4年度	108
高等学校等修学奨学金返還金の口座振替収納に関する事務処理業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	2,470
学校納付金口座振替収納に関する事務処理委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	17,452
盲学校および聾学校校舎移転等工事設計委託に係る契約	令和4年度	217,500
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	令和4年度	3,419

教職員人事管理システム保守S Eサポート業務委託に係る契約	令和4年度	1,898
教職員人事管理システムデータ抽出業務委託に係る契約	令和4年度	2,376
教職員人事管理システム用サーバ機器の賃貸借に係る契約	令和4年度	1,784
教職員人事管理システム用ファイアウォール機器の賃貸借に係る契約	令和4年度	367
教職員人事管理システム用データセンターハウジングサービスに係る契約	令和4年度	991
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	令和4年度～令和8年度	259,634
みえスタディ・チェック等システム運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和7年度	7,600
不登校支援事例データベースシステム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和4年度～令和5年度	2,646
コンピュータネットワーク総合研修システム再リースに係る契約	令和4年度	4,726
県議会本会議反訳業務に係る契約	令和4年度	375
県議会委員会反訳業務に係る契約	令和4年度	1,338
「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	令和4年度	770
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	令和4年度	14,322
議事堂受付業務社員派遣に係る契約	令和3年度～令和5年度	10,091

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車管理事業運営費	千円 12,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
人事管理事務費	8,000	〃	〃	〃
給与総務事務費	14,000	〃	〃	〃
総務事務費	35,000	〃	〃	〃
県庁舎等維持修繕費	736,000	〃	〃	〃
地域情報化推進事業費	12,000	〃	〃	〃
電算管理費	258,000	〃	〃	〃
みえ県民交流センター管理事業費	12,000	〃	〃	〃
隣保館整備費補助金	40,000	〃	〃	〃
総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	25,000	〃	〃	〃
総合文化センター施設保全事業費	478,000	〃	〃	〃

図書館管理運営費	83,000	〃	〃	〃
美術館管理運営費	6,000	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	3,000	〃	〃	〃
地方拠点都市地域事業促進費	191,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	1,323,000	〃	〃	〃
鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	35,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	871,000	〃	〃	〃
防災ヘリコプター運航管理費	139,000	〃	〃	〃
防災情報プラットフォーム事業費	30,000	〃	〃	〃
DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業費	1,000	〃	〃	〃
ドリームオーシャンスタジアム事業費	5,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜伊勢事業費	84,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜鈴鹿事業費	132,000	〃	〃	〃
障がい者の地域移行受け皿整備事業費	194,000	〃	〃	〃
介護サービス基盤整備補助金	337,000	〃	〃	〃
介護サービス施設・設備整備等推進事業費	5,000	〃	〃	〃
放課後児童対策事業費補助金	26,000	〃	〃	〃

次世代育成支援特別保育推進事業 補助金	35,000	〃	〃	〃
児童養護施設費	40,000	〃	〃	〃
管理運営費	51,000	〃	〃	〃
指定難病等対策事業費	29,000	〃	〃	〃
公立大学法人関係事業費	53,000	〃	〃	〃
薬事審査指導費	4,000	〃	〃	〃
環境修復事業費	3,709,000	〃	〃	〃
水道事業会計支出金	237,000	〃	〃	〃
農業試験研究管理費	13,000	〃	〃	〃
家畜衛生危機管理体制維持事業費	2,000	〃	〃	〃
土地改良費	313,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	1,479,000	〃	〃	〃
中山間振興費	314,000	〃	〃	〃
農村振興費	95,000	〃	〃	〃
国営等推進費	456,000	〃	〃	〃
みえ森林・林業アカデミー拠点 整備事業費	145,000	〃	〃	〃
林道費	194,000	〃	〃	〃

治山費	2,746,000	〃	〃	〃
自然に親しむ施設整備事業費	8,000	〃	〃	〃
漁業取締船整備費	48,000	〃	〃	〃
水産基盤整備費	866,000	〃	〃	〃
水産業研究施設機器整備費	159,000	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	210,000	〃	〃	〃
鈴鹿山麓研究学園都市センター管理費	110,000	〃	〃	〃
工業試験研究管理費	11,000	〃	〃	〃
公共事業関係システム事業費	67,000	〃	〃	〃
公共土木施設維持費	10,698,000	〃	〃	〃
道路橋りょう総務費	45,000	〃	〃	〃
道路橋りょう保全費	1,794,000	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	17,263,000	〃	〃	〃
河川総務費	5,000	〃	〃	〃
河川改良費	6,758,000	〃	〃	〃
砂防費	1,937,000	〃	〃	〃
海岸保全費	921,000	〃	〃	〃

港湾建設費	1,059,000	〃	〃	〃
街路事業費	339,000	〃	〃	〃
公園費	203,000	〃	〃	〃
住宅建設費	100,000	〃	〃	〃
県単警察施設整備費	895,000	〃	〃	〃
交通安全施設整備費	1,254,000	〃	〃	〃
教職員人事管理システム運営費	313,000	〃	〃	〃
教職員住宅費	21,000	〃	〃	〃
実習船運営費	56,000	〃	〃	〃
学校情報ネットワーク事業費	66,000	〃	〃	〃
実習船建造事業費	12,000	〃	〃	〃
高等学校建設費	1,549,000	〃	〃	〃
特別支援学校スクールバス整備事業費	31,000	〃	〃	〃
特別支援学校建設費	228,000	〃	〃	〃
林野災害復旧費	36,000	〃	〃	〃
漁港災害復旧費	102,000	〃	〃	〃
海岸災害復旧費	48,000	〃	〃	〃

平成31年災害土木復旧費	161,000	〃	〃	〃
令和2年災害土木復旧費	1,618,000	〃	〃	〃
令和3年災害土木復旧費	1,694,000	〃	〃	〃
令和4年災害土木復旧費	40,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	58,817,000	〃	〃	〃
退職手当債	1,749,000	〃	〃	〃
減収補てん債	1,360,000	〃	〃	〃
計	127,661,000			

特 別 会 計

令和3年度三重県債管理特別会計予算

令和3年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,040,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 117,564,788
	1 一 般 会 計 繰 入 金	110,889,445
	2 基 金 繰 入 金	6,675,343
2 財 産 収 入		75,343

	1 財 産 運 用 収 入	75,343
3 県 債		29,400,000
	1 県 債	29,400,000
歳 入 合 計		147,040,131

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 147,040,131
	1 公 債 費	147,040,131
歳 出 合 計		147,040,131

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和3年度発行分）	令和3年度～令和13年度	共同発行団体による共同発行の総額1,375,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 29,400,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	29,400,000			

議案第7号

令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,753,203千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 1,242,203
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,242,203
2 県 債		511,000
	1 県 債	511,000
歳 入 合 計		1,753,203

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,753,203
	1 総合医療センター資金貸付費	1,753,203
歳 出 合 計		1,753,203

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 511,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	511,000			

令和 3 年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161,478,711 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 46,296,531
	1 負 担 金	46,296,531
2 国 庫 支 出 金		42,104,291
	1 国 庫 負 担 金	30,223,469
	2 国 庫 補 助 金	11,880,822

【第8号 令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計予算】

2

3 財 産 収 入		939
	1 財 産 運 用 収 入	939
4 繰 入 金		10,690,657
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,990,687
	2 基 金 繰 入 金	699,970
6 諸 収 入		62,386,292
	2 前 期 高 齢 者 交 付 金	62,146,590
	3 共 同 事 業 交 付 金	239,667
	4 雑 入	10
	5 県 預 金 利 子	25
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		161,478,711

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 161,478,711
	1 国民健康保険事業費	161,478,711
歳 出 合 計		161,478,711

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保事業費納付金等算定標準システムに係る保守委託	令和3年度～令和8年度	千円 5,723
国保事業費納付金等算定標準システムに係る運用委託	令和3年度～令和8年度	5,198

令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 243,719
	1 預 金 利 子	30
	2 貸 付 金 元 利 収 入	243,355
	3 雑 入	334
5 繰 入 金		13,885
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,885
歳 入	合 計	257,604

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 257,604
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	257,604
歳 出 合 計		257,604

令和 3 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

令和 3 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,299,987 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 72,674
	1 負 担 金	72,674
2 使 用 料 及 び 手 数 料		890,100
	1 使 用 料	880,627
	2 手 数 料	9,473
3 繰 入 金		1,300,927

	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,300,927
4 諸 収 入		15,796
	1 雑 入	15,796
6 国 庫 支 出 金		19,913
	1 国 庫 補 助 金	19,913
7 財 産 収 入		577
	1 財 産 運 用 収 入	577
歳 入 合 計		2,299,987

歳 出

款	項	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 2,299,987
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	2,299,987
歳 出 合 計		2,299,987

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
子ども心身発達医療センター施設総合管理業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度	千円 282,160
子ども心身発達医療センター清掃業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度	316,655
子ども心身発達医療センター宿日直業務委託に係る契約	令和3年度～令和8年度	56,395

令和 3 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

令和 3 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84,895 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 68
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68
2 繰 越 金		44,619
	1 繰 越 金	44,619
3 諸 収 入		40,208
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	38,779
	3 雑 入	1,428

歳 入 合 計		84,895
歳 出		
款	項	金 額
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 84,895
	1 就農施設等資金貸付事業費	84,895
歳 出 合 計		84,895

令和 3 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和 3 年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 251,451 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 1,921
	1 使 用 料	1,921
3 繰 入 金		133,506
	1 一 般 会 計 繰 入 金	133,506
4 諸 収 入		16,024
	1 雑 入	16,024
5 県 債		100,000

	1 県	債	100,000
歳	入	合	計
			251,451

歳 出

款	項	金	額
1 地方卸売市場事業費			千円 251,451
	1 地方卸売市場事業費		251,451
歳	出	合	計
			251,451

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 100,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限 度額に加算した金額を、 それぞれの起債限度額と することができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	100,000			

令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、159,690千円と定める。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 631
	1 一 般 会 計 繰 入 金	631
2 繰 越 金		105,314
	1 繰 越 金	105,314
3 諸 収 入		495,571
	1 預 金 利 子	3
	2 貸 付 金 元 利 収 入	335,758

	3 雑	入	159,810
歳 入 合 計			601,516
歳 出			
款	項		金 額
1 林業改善資金貸付事業費			千円 601,516
	1 林業改善資金貸付事業費		601,516
歳 出 合 計			601,516

令和 3 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 243, 241 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 761
	1 一 般 会 計 繰 入 金	761
2 繰 越 金		231, 688
	1 繰 越 金	231, 688
3 諸 収 入		10, 792
	1 預 金 利 子	7
	2 貸 付 金 元 利 収 入	10, 375
	3 雑 入	410

歳 入 合 計		243,241
歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 243,241
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	243,241
歳 出 合 計		243,241

令和 3 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

令和 3 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 418, 711 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 24, 598
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24, 598
3 繰 越 金		24, 266
	1 繰 越 金	24, 266
4 諸 収 入		369, 847
	1 預 金 利 子	7
	2 貸 付 金 元 利 収 入	332, 160
	3 雑 入	37, 680

歳 入 合 計		418,711
歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 418,711
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費	418,711
歳 出 合 計		418,711

令和 3 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

令和 3 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 160,729 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 52,108
	1 使用料	52,108
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		27,649
	1 雑収入	27,649
9 繰入金		80,971
	1 一般会計繰入金	80,971

歳 入 合 計		160,729
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 160,729
	1 港 湾 整 備 事 業 費	160,729
歳 出 合 計		160,729

企 業 会 計

令和 3 年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------------------|---|-----|--------------|
| (1) 給 水 区 域 | 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、
多気郡、度会郡玉城町及び度会町 | | |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 72,642,628 m ³ | | |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 199,021 m ³ | | |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 業務設備及び改良事業 | 事業費 | 132,585 千円 |
| | 北勢水道改良事業 | 事業費 | 1,510,437 千円 |
| | 中勢水道改良事業 | 事業費 | 2,088,684 千円 |
| | 南勢水道改良事業 | 事業費 | 832,797 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収		入
第 1 款 水 道 事 業 収 益			10,167,750 千円
第 1 項 営 業 収 益			8,779,866 千円
第 2 項 営 業 外 収 益			1,387,884 千円
	支		出
第 1 款 水 道 事 業 費 用			9,936,551 千円
第 1 項 営 業 費 用			8,873,671 千円

第2項	営業外費用	1,060,880千円
第3項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,290,390千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額358,925千円及び過年度分損益勘定留保資金3,931,465千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,223,079千円
第1項	補助金		340,520千円
第2項	出資金		296,032千円
第3項	負担金		436,527千円
第4項	長期貸付金償還金		1,150,000千円
		支	出
第1款	資本的支出		6,513,469千円
第1項	建設改良費		4,622,713千円
第2項	償還金		1,890,756千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
送水管	布設替工事に係る契約	令和4年度		645,700千円		
電気設備	工事等に係る契約	令和3年度から令和7年度		2,263,096千円		
浄水場等設備	点検整備業務委託に係る契約	令和4年度から令和7年度		86,361千円		
取水・導水施設	詳細設計業務委託に係る契約	令和3年度から令和4年度		143,000千円		
電気需給	に係る契約	令和3年度から令和4年度		279,026千円		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職 員 給 与 費

(2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,016,799千円

(2) 交 際 費 26千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、388,903千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

令和 3 年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	92 社		
(2) 年 間 総 給 水 量	216,168,820m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	592,243m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業 務 設 備 及 び 改 良 事 業	事 業 費	181,040 千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	3,926,531 千円
	松阪工業用水道改良事業	事 業 費	479,703 千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	197,867 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益		6,303,488 千円	
第 1 項 営 業 収 益		5,935,167 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益		368,321 千円	
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費用		6,042,260 千円	
第 1 項 営 業 費 用		5,775,864 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用		264,396 千円	
第 3 項 予 備 費		2,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,377,954 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 439,833 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,938,121 千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入		2,628,350 千円
第 1 項	企 業 債		1,965,000 千円
第 2 項	補 助 金		233,500 千円
第 3 項	出 資 金		318,102 千円
第 4 項	負 担 金		111,748 千円
		支	出
第 1 款	資 本 的 支 出		6,006,304 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		4,983,243 千円
第 2 項	償 還 金		1,023,061 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電 気 設 備 工 事 に 係 る 契 約	令和 4 年度から令和 7 年度	1,244,320 千円
電 気 設 備 取 替 工 事 等 に 係 る 契 約	令和 3 年度から令和 4 年度	509,424 千円
制 水 弁 取 替 工 事 に 係 る 契 約	令和 4 年度	88,000 千円
配 水 管 布 設 工 事 等 に 係 る 契 約	令和 4 年度から令和 5 年度	2,047,100 千円
浄 水 場 機 械 設 備 取 替 工 事 に 係 る 契 約	令和 4 年度	813,000 千円
水 管 橋 撤 去 工 事 に 係 る 契 約	令和 4 年度	56,100 千円
電 気 需 給 に 係 る 契 約	令和 3 年度から令和 4 年度	138,539 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,627,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 松阪工業用水道改良事業	236,000千円	〃	〃	〃
(3) 中伊勢工業用水道改良事業	102,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 662,522千円
- (2) 交際費 19千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,480千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

令和 3 年度三重県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主 要 な 事 業 施 設 撤 去 事 業 事 業 費 810,000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電 気 事 業 収 益		1,196 千円
第 1 項 営 業 外 収 益		1,196 千円
	支	出
第 1 款 電 気 事 業 費 用		1,430,679 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,013,237 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1,639 千円
第 3 項 特 別 損 失		413,803 千円
第 4 項 予 備 費		2,000 千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 5 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職 員 給 与 費
- (2) 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	167,249 千円
(2) 交 際 費	31 千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、720 千円である。

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木 英 敬

令和 3 年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	770 床
一	般	病 床	282 床
	精	神 病 床	448 床
	療	養 病 床	40 床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	178,458 人
	外	来	139,525 人
(3) 一	日	平 均 患 者 数	
	入	院	489 人
	外	来	577 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病 院 事 業 収 益		5,413,841 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,689,242 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		2,724,599 千円

	支	出
第1款 病院事業費用		5,305,979 千円
第1項 医療費用		5,161,755 千円
第2項 医療外費用		144,224 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 418,440 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,922 千円及び過年度分損益勘定留保資金 416,518 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,429,356 千円
第1項 企業債		411,800 千円
第2項 県費負担金		417,556 千円
第3項 短期貸付金返還金		600,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,847,796 千円
第1項 建設改良費		451,882 千円
第2項 企業債償還金		702,914 千円
第3項 長期借入金償還金		90,000 千円
第4項 長期貸付金		3,000 千円
第5項 短期貸付金		600,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム保守業務委託に係る契約	令和4年度から令和8年度まで	70,030千円
警備業務委託に係る契約	令和4年度から令和6年度まで	33,480千円
ガス需給に係る契約	令和4年度	21,333千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	411,800千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 2,808,492千円

(2) 交 際 費 73 千円

(他会計からの補助金)

第 1 0 条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、138,214 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、144,801 千円と定める。

令和 3 年 2 月 17 日提出

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

令和 3 年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町		
(2) 年間総処理水量	85,567,000m ³		
(3) 一日平均処理水量	234,430m ³		
(4) 主要な建設改良事業	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	463,425 千円
	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	4,551,442 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	101,955 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	227,472 千円
	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	417,884 千円
	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	861,840 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		14,145,132 千円
第 1 項 営業収益		6,375,437 千円
第 2 項 営業外収益		7,769,695 千円
	支	出
第 1 款 流域下水道事業費用		13,994,737 千円

第 1 項 営 業 費 用	13,197,557 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	796,680 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 689,388 千円は、当年度分損益勘定留保資金 579,844 千円及び当年度利益剰余金処分額 109,544 千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第 1 款 資 本 的 収 入	9,145,285 千円
第 1 項 企 業 債	1,767,700 千円
第 2 項 補 助 金	5,962,823 千円
第 3 項 負 担 金	1,414,762 千円
	支 出
第 1 款 資 本 的 支 出	9,834,673 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	6,705,173 千円
第 2 項 償 還 金	3,129,500 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業（北勢沿岸流域下水道 ほか 2 流域下水道）に係る契約	令和 4 年度から令和 6 年度	8,211,400 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業費	1,404,700 千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 資本費平準化債 (一時借入金)	363,000 千円	〃	〃	〃

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 403,227 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,668,790 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち 109,544 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 109,544 千円

令和3年2月17日提出

三重県知事 鈴木英敬

